

社会人類学調査研究旅費支援に関する規程

東京都立大学社会人類学教室

2019年3月6日制定

2020年4月1日改訂

(目的)

第1条 東京都立大学社会人類学教室（以下、「教室」という）は、東京都立大学社会人類学教育基金（通称「渡邊基金」）により、教室所属の大学院生の研究活動を活性化するために、調査研究旅費支援制度を設置する。

(支援の内容)

第2条 社会人類学分野の調査研究（フィールドワーク）を実施する計画をもつ大学院生に対して、10万円を上限に旅費の一部を支援する。

- 2 支援対象者は、各事業年度3名程度とする。
- 3 支援対象となる調査研究（フィールドワーク）の実施地域は国内国外を問わない。
- 4 学会参加・成果発表・文献収集等を目的とする旅費は支援対象としない。

(申請資格)

第3条 教室所属の大学院生であり、かつ次の上限を全て満たしていること。

(1) 教室所属の大学院生のうち、原則として博士前期課程1年次・2年次または博士後期課程1年次に在籍する大学院生。

(2) 支援対象となる調査研究（フィールドワーク）について他の助成金等を受給していないこと。

- 2 本制度による支援を希望する大学院生は、申請に先立って指導教員の事前指導を受けなければならない。
- 3 休学中の申請は認めない。
- 4 当該年度内に1回を上限とするが、在学中に複数回応募することを妨げない。

(申請)

第4条 本制度による支援を希望する大学院生は、申請書（様式1）を作成し、教室が別途定める期日までに指導教員を通じて提出する。

- 2 申請書の提出に際して、申請書に記載する旅費の算定根拠となる資料を添付すること。

(選考・決定)

第3条 支援対象者の選考・決定は、教室所属の専任教員の合議によっておこなう。

- 2 各事業年度の予算上限額を超える場合には、申請内容の順位づけをおこなう。
- 3 申請者が自身の出身国で実施する場合など、渡航先に応じて支援額を減額することがある。

(その他)

第3条 本制度による支援を受けて実施した研究の成果を発表する際には、東京都立大学社会人類学教育基金による調査研究旅費支援を受けたことを明記すること。

- 2 本支援制度による支援を受給した者の氏名および研究課題名は、教室のウェブサイト等において告知する。

(附則) (2019年3月6日 社会人類学教室決定)

1. この規程は、2019年4月1日から施行する。
2. 首都大学東京社会人類学教育基金使用規程附則の定めるところにより、本基金の名称は、2019年度のみ「首都大学東京社会人類学教育基金(通称:渡邊基金)」とし、2020年度からは「東京都立大学社会人類学教育基金(通称:渡邊基金)」とする。